

「船川港長期構想」に関する意見募集について

令和 5 年 2 月 日
秋田県建設部港湾空港課

秋田県が管理する重要港湾「船川港」は、平成 9 年の港湾計画改訂から 25 年近くを経過し、社会経済情勢や港湾利用状況が大きく変化するとともに、新たな要請も生じております。状況変化を踏まえ、長期的視点に立った港湾空間を目指す必要があることから、この度「船川港長期構想委員会」を設置し、検討を開始しました。

令和 5 年 1 月 30 日に開催された第 1 回委員会では、船川港を取り巻く情勢や果たすべき役割、方向性、主要施策について検討しました。

つきましては、「船川港長期構想」について、船川港の果たすべき役割や方向性、主要施策をはじめ、内容全般について御意見を募集します。

1 名称

船川港長期構想

2 意見の募集期間

令和 5 年 2 月 〇日から令和 5 年 3 月 〇日まで

3 関係資料の閲覧方法

(1) 印刷物の閲覧場所

秋田県建設部港湾空港課（県本庁舎 6 階）

秋田県建設部船川港湾事務所（男鹿市船川港船川）

※閲覧時間：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) インターネットでのデータ閲覧

県HP <https://www.pref.akita.lg.jp/xxx> から

データをダウンロードしてください。

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

以下に意見書様式を掲載していますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載されていれば、当該様式によらなくても差し支えありません。

5 意見提出の際の留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。

住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合があります。

6 提出された意見の公表

提出いただいたご意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。また、賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはいたしません。

7 意見の提出先

秋田県建設部港湾空港課 港湾班

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

FAX：018-860-3804

メール：kowan-kuko@pref.akita.lg.jp

8 問い合わせ先

秋田県建設部港湾空港課 港湾班

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

FAX：018-860-3804

メール：kowan-kuko@pref.akita.lg.jp

※問い合わせ時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）